

WHY?

税金が高い!



WHY?

— 合併によって高くなった訳ではありません —
しかし来年度は税率が一律 10% に・・・

説明しませう

の3分の1を減額、平成20年は減額がなくなり、減額前の税額が課税されます。

6月1日に住民税、国民健康

康保険税の納税通知書を送ったところ、次のような問合せが多数寄せられました。これは、昨年より広報などでお知らせしているとおり、改革の名の下に進められた国の税制改正による負担増です。では、お寄せいただいた問合せの中から具体例をいくつかあげて説明しましょう。

例1 年金収入は変わらないのに今年から税金がかかるのはなぜ?
これは、今まで65歳以上非課税措置というものがありませんでしたが、今年度から廃止されたためです。これまで所得が125万円以下の方には、住民税が課税されないことになっていたので、(ただし、障害者・未成年者・寡婦・寡夫の非課税措置は現行のままです。)

なお、急激な負担増を避けるため、今年の税額については3分の2が減額されており、また、平成19年は税額

例2 年金収入は変わらないのに今年から税金が高くなったのはなぜ?
これは、65歳以上の方の年金収入から所得を算出する際の控除額が改正されたためです。これまでの最低控除額140万円に対し、120万円に改正され、これにより所得が20万円増えた計算となり、課税標準額が増えたために税額が増えたのが要因の一つです。

また、65歳以上の方には老年者控除(所得税50万円、住民税48万円)という所得控除がありましたが、今年度から廃止されたため、同様に課税標準額が増えたことによるものです。

例3 これまで年金収入のみだった父(母)を扶養していましたが、扶養控除を受けられないと言われました。なぜでしょうか?
これも、先ほど示したとおり、65歳以上の方の年金収入から所得を算出する際の控除

額が改正されたためです。扶養控除を受けられる要件は所得が38万円以下の方ですが、改正により所得が38万円を超えたことにより、扶養控除を受けることができなくなりました。

税金の口座振替について

安平町では、税金の口座引き落としをしています。

納め忘れていたり、忙しくてなかなか納められない方にはお手持ちの預貯金口座から引き落としをすることができ、大変便利です。

もし、納期限日に残高が不足していても翌月の15日に再度振替を行います。このように便利な口座振替をぜひご利用ください。

口座振替の場合、例年は各納期ごとに引き落としの領収書を発送していましたが、今年度から、各税目の最終納期の引き落としが完了した後一括して発送します。領収書が届くまでの期間、お手持ちの通帳にてご確認ください。

また、領収書が必要な場合は、窓口にて発行しますので申し出てください。領収書は即日発行ができませんので、事前に連絡が必要です。

口座振替ができるのは・・・

北海道銀行、とまこまい広域農業協同組合、北央信用組合、郵便局。安平町以外の支店でも引き落としが可能となっております。

問合せ

追分庁舎 住民総合相談室 ☎ 2411

早来庁舎 税務課納税係 ☎ 2513

例4 昨年と同じ額の給与収入ですが、税金が高くなっています。
これは、定率減税が15%から7・5%に半減(上限4万円も2万円に)されたことによるものです。来年度は、この定率減税も廃止となります。

額が改正されたためです。扶養控除を受けられる要件は所得が38万円以下の方ですが、改正により所得が38万円を超えたことにより、扶養控除を受けることができなくなりました。